

## 宮崎市高齢者施設入所者等へのPCR検査費用助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するため、市内の高齢者施設の入所者及び新規入所者で本人の希望によりPCR検査を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年9月1日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 高齢者施設

次のア～コに該当する施設・事業所

- ア 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）
- イ 介護老人保健施設
- ウ 介護療養型医療施設
- エ 介護医療院
- オ 養護老人ホーム
- カ 軽費老人ホーム
- キ 生活支援ハウス
- ク 認知症対応型共同生活介護事業所
- ケ 有料老人ホーム（介護付き有料老人ホームを含む）
- コ サービス付き高齢者向け住宅

#### (2) 検査

医療機関又は検査機関において保険適用外で受検する行政検査以外のPCR検査

### (補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、高齢者施設を運営する法人とする。

- 2 市税に未納がある補助事業者に対しては、補助金の交付の決定を行わないものとする。
- 3 本事業において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を行わないものとする。

- (1) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる場合
- (2) 暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で、暴力団又は暴力団関係者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められる場合
- (4) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団又は暴力団関係者に対し、相当の

対償のない利益の供与をしたと認められる場合

(5) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合

4 前項の規定は、補助金の交付の決定後又は交付すべき補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(検査対象者)

第4条 事業の対象となる検査を受けられる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本人が検査を希望する者とする。

(1) 市内の高齢者施設入所者のうち要介護3、4、及び5の要介護認定者で、新型コロナウイルス感染症の感染に不安を感じる者又は市長が検査を必要と認める者

(2) 市内の高齢者施設に新たに入所する者

(検査の実施条件)

第5条 事業の対象となる検査は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 実施時点で発熱や咳などの症状がない対象者に対する検査であること

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査又は施設における一斉検査ではないこと

(3) 宮崎県が実施するPCR検査センターでの無料検査実施期間（以下、「実施対象期間」という。）、その他市長が必要と認める期間に実施する検査であること。ただし、第4条2号に該当する者に対する検査は、実施対象期間に限らず、原則、入所前5日以内に実施する検査であること

(4) 必要な事項に対象者が同意した検査であること

(費用の立替)

第6条 事業の実施にあたっては、補助事業者が検査に係る費用を立て替えて負担し、市への各種申請及び報告等も代行することとする。

(補助金額等)

第7条 補助金額は、PCR検査1件につき次の各号に定める額を上限とする。

(1) 第4条1号に該当する者に対する検査 7,700円

(2) 第4条2号に該当する者に対する検査 20,000円

2 補助を受けられる回数は、対象者1人につき次の各号に定める回数とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(1) 第4条1号に該当する者に対する検査 2回

(2) 第4条2号に該当する者に対する検査 1回

(補助対象経費)

第8条 交付の対象となる経費は、補助事業者が医療機関又は検査機関に支払った費用のうち直接検査に係る費用とし、医師の診療費や証明書代等は対象としない。

(事業実施期間)

第9条 事業の実施期間は、この要綱の施行の日から令和5年5月7日までとする。

(実施の申請)

第10条 補助事業者は市長に対し、別に定める日までに補助金等交付申請書を提出するものとする。

2 規則第3条第1号から第3号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 第3条第2項に係る納税証明書(市税に未納がないことの証明)
- (4) 第3条第3項に係る誓約書(様式第3号)
- (5) 検査同意書兼委任状(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(補助条件)

第11条 本事業の補助金を交付するにあたっては、規則の定めによるもののほか、次の各号の条件を付すこととする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(申請の取下げができる期限)

第12条 規則第6条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第13条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 検査を受けた医療機関又は検査機関が発行した領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第10条第3項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第10条第3項ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第6号により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。